

令和8年度 大垣市太陽光発電設備等設置費補助金の手引き

●申請受付期間 ※必ず工事請負契約前に申請してください。

令和8年5月1日(金)～令和9年2月12日(金)

●対象者

次の要件を全て満たしている方が対象です。

1. 令和8年5月1日以降に、自分が住む市内の住宅に補助対象機器を設置すること。または補助対象機器付きの住宅を購入すること。
2. 申請者は、導入する設備の設置工事の契約者であり、領収書の名義人であり、かつ補助金の振込口座の名義人であること。
3. 令和9年2月26日(金)までに実績報告書(第6号様式)を提出できること。
4. 対象設備について、国や県から別の補助金・交付金を受けないこと。また、FIT・FIP制度利用や、自己託送をしていないこと。
5. 太陽光発電設備、または太陽光発電設備と併せて蓄電池設備を設置すること。(蓄電池のみは対象外)
6. 太陽光発電設備で発電した電力の30%以上を自家消費すること。
7. 法令やガイドラインを遵守すること。
8. 市税を完納していること。
9. 補助対象機器の設置後、ご家庭で省エネルギー活動を実践するとともに、アンケート等への協力ができること。
10. 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと
11. その他市長が必要と認める要件に該当していること

【受付窓口・郵送先】

大垣市 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進G
〒503-8601 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

TEL: 0584-81-4111 (内2413)

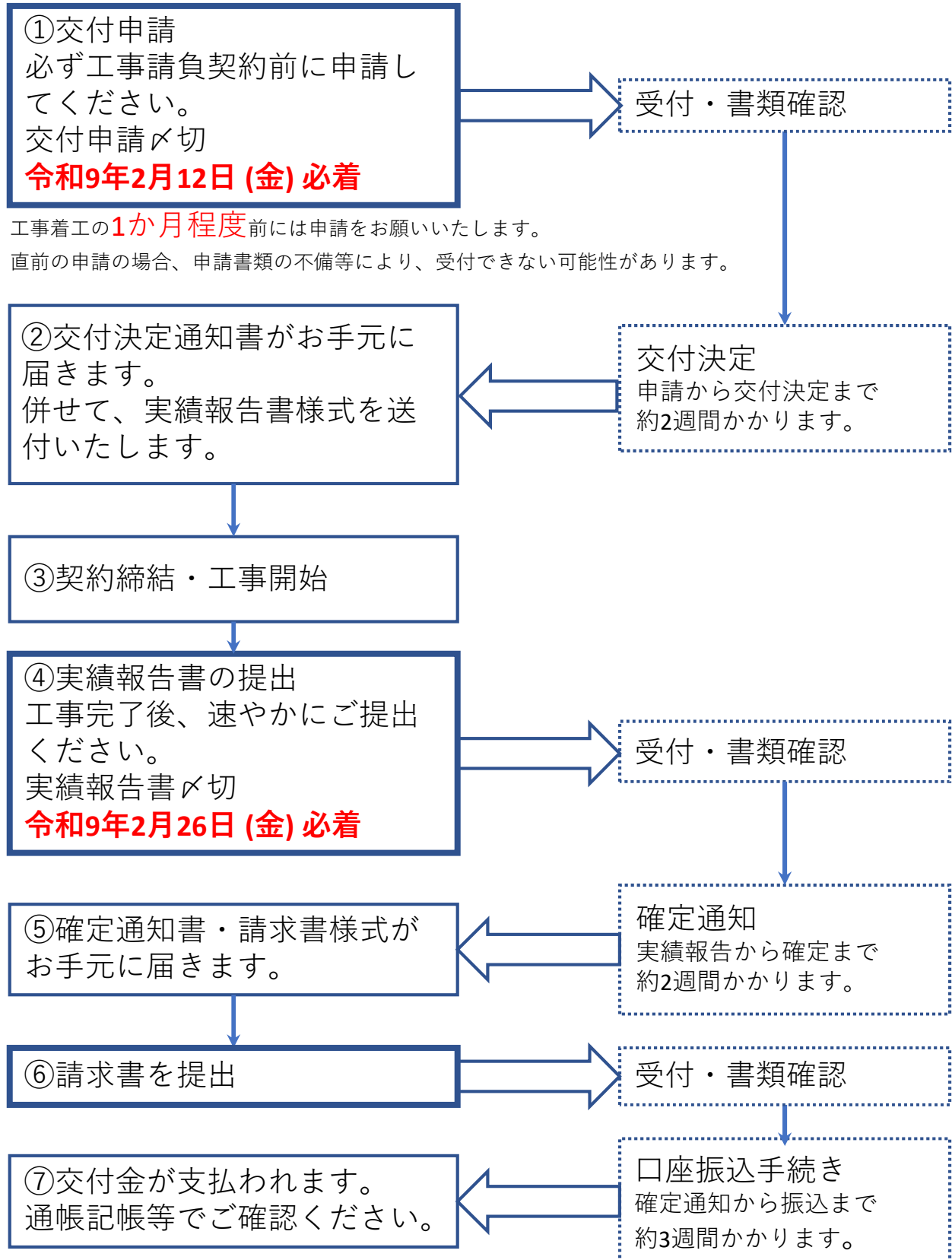
TEL(直通): 0584-47-8574

開庁時間: 月～金 午前8:30～午後5:15
(祝日、年末年始を除く)

●申請手続きの流れ

ご申請者様

大垣市環境政策課



●対象機器

太陽光発電設備

1. 商用化され、導入実績があるものであること
2. 未使用品であること (中古・リースは対象外)
3. 太陽光発電設備出力は小数点以下を切捨てること

蓄電池

1. 太陽光発電設備の付帯設備であり、太陽光発電設備と同時に設置するものであること
2. 蓄電容量の合計が1kWh以上であること (原則、カタログ記載の定格容量の数値を用いる)
 - 蓄電容量は小数点第2位以下を切り捨て
3. 平時において充放電を繰り返すことを前提とし、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと
4. 未使用品であること (中古・リースは対象外)

※ 1kWあたりの価格が12.5万円/kWh (工事費込み、税抜き) 以下となるよう努めてください。

●補助金額 ※千円未満切り捨て

太陽光発電設備

1. 太陽光発電設備の最大出力値合計の1kWあたり上限7万円
 - パネル (モジュール) とパワーコンディショナーの能力が異なる場合は、低いほうの数値を採用
 - 1kWあたりの価格が7万円以下の場合は、実際の1kWあたりの価格が補助額となる
2. 補助金額上限35万円 (最大出力値5kW分)

蓄電池

1. 1kWhあたりの蓄電池の価格 (工事費込み・税抜き・上限14.1万円) の3分の1
 - 千円未満切り捨て
 - 1kWhあたりの補助金額上限4万7千円
2. 補助金額上限23万5千円 (最大容量5kWh分)

●申請に必要な書類

以下の必要書類をそろえ、大垣市役所環境政策課まで持参してください。

① 太陽光発電設備等設置費補助金申請書(第1号様式)

- 大垣市HPよりダウンロード可能です。窓口にもご用意しております。
- 内容をよく確認の上、ご記入ください。記載内容に誤りがある場合等は、書き直しとなる場合があります。
- 「10 住民情報及び税情報の閲覧に対する同意書」欄の署名は必ず申請者ご本人が行ってください。同意がない場合、住民票・市税完納証明書をご提出いただきます。

② 誓約書(申請者・施工事業者)

- 内容をよくご確認の上、署名してください。
- ガイドラインを遵守して設置された設備であることが補助条件となります。

③ 委任状(事務等代行者へ委任する場合に限る)

- 事業者へ事務を委任する場合に提出してください。

④ 工事見積書

- 施工会社の印があり、当該工事費用の内訳がわかるもの

⑤ 対象設備の設置場所及び付近の見取り図

- 敷地の図面(1/100程度)に設備を設置する場所を明示してください。
- 住宅地図等(1/1,500程度)に設備を設置する住宅の位置を示してください。

⑥ 対象設備の仕様書

- 当該設備が補助要件を満たしていることを証明する書類
- 一般社団法人環境共創イニシアチブの公表する「戸建住宅ZEH化等支援事業蓄電システム登録済み製品一覧」において、令和4年度以降に登録されていることが分かる書類(WEBサイトの印刷)を型番が記載されたカタログ等と併せて提出することも可能です。この場合は、実績報告書に添付する「蓄電池の保証書・取扱説明書の写し」の提出を省略することができます。

⑦ 電力消費計画書

- 想定している自家消費の割合がわかる数値「発電想定量」「自家消費想定量」「売電想定量」、左記の根拠となる数値「過去1年間の電気代」「世帯人数」がわかるもの
- 市ウェブサイトサンプルを掲載しています。

※令和8年1月1日時点で大垣市に住民票のない方は

申請日前3か月以内の日付の、前住所の完納証明書をご提出ください。

※申請後の手続き(実績報告書、請求書)をメールで提出される場合は、申請書類の提出時に「電子手続き申込書」を併せて提出してください。

●実績報告に必要な書類

提出期限: 事業完了から30日以内

「事業完了」とは、設備の引き渡しを受け、施工業者への支払いが完了したことを言います。

受付締切日: 令和9年2月26日 (金)

以下の必要書類をそろえ、補助対象機器設置後すみやかに、大垣市役所環境政策課に提出してください。

- ① 太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書 (第6号様式)
 - ・ 大垣市HPよりダウンロード可能です。窓口にもご用意しております。
 - ・ 内容をよく確認の上、ご記入ください。記載内容に誤りがある場合等は、書き直しとなる場合があります。
- ② 対象設備の設置に係る契約書の写し
- ③ 領収書の写し
 - ・ 支払額の内訳が分かる資料を添付してください。
 - ・ 施工代金の全額を、施工業者に支払ったことが確認できる領収書の写しをご提出ください。
- ④ 蓄電池の保証書・取扱説明書の写し
 - ・ メーカー発行の保証書の写しで「被保証者」「保証期間」「型番」を確認します。
 - ・ 取扱説明書は「表紙」「対象設備の能力・仕様の分かるページ」「裏表紙」の3種類の写しを添付してください。
 - ・ ただし、申請時に(一社)環境共創イニシアチブの公表する「戸建住宅ZEH化等支援事業 蓄電システム登録済製品一覧」においてR4年度以降に登録されていることが分かる資料を提出した場合は、提出を省略することができます。
- ⑤ 電力会社との接続契約書・売電契約書等の写し
 - ・ 例: 中部電力ミライズ「発電設備の連系に関するお知らせ」
 - ・ 売電しない場合は、「売電しない」ことの誓約書を提出してください。
- ⑥ 工事写真(施工前、施工中、施工後)
 - ・ 設備を設置する場所の写真と申請時の図面を照合し、建物のどこの場所に設置するか分かるように撮影し、カラーで提出してください。
 - ・ 提出する写真の余白に申請者氏名・施工場所(住所)を明記してください。
- ⑦ 申請時に添付した資料に変更が生じている場合は変更後の書類
 - ・ (例) 電力消費計画

※市担当者による住民情報の閲覧に同意していない方は、発行後3か月以内の住民票も添付してください。

●大垣市ウェブサイトからダウンロード可能な様式一覧

以下の様式については、市のウェブサイトからダウンロードが可能です。
是非ご活用ください。

掲載場所

暮らし・手続き > まちづくり > 補助制度

> 太陽光発電設備等設置費補助金について



市ウェブサイト

掲載様式

1. 申請時に使用するもの
 - ・ 大垣市太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書
 - ・ 誓約書 (申請者)
 - ・ 誓約書 (施工業者)
2. 申請内容を変更する場合に使用するもの
 - ・ 大垣市太陽光発電設備等設置費補助金 (変更・中止・取下げ) 承認申請書
3. 実績報告時に使用するもの
 - ・ 大垣市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書
4. 補助金を請求する時に使用するもの
 - ・ 大垣市太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書
5. 手続きの一部を電子メール等で提出したいときに提出するもの
 - ・ 電子手続き申込書

※上記のほか、補助金の残り件数 (随時更新)、任意様式の記載例、各種チェックリスト、記入例を掲載しています。